

令和 2 年度

水道用高機能粉末活性炭 仕様書

仙台市水道局

1 品名

水道用高機能粉末活性炭

2 品質及び評価方法

本仕様書に定める水道用高機能粉末活性炭は、JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）に定める品質と同等以上のこと。

(1) 品質

①品質-1

浄水または浄水処理過程において、設定最大注入率で使用したときの浄水中の濃度が、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年 厚生省令第 15 号 最終改正令和 2 年 4 月）の別表第一に掲げている基準に適合すること。

設定最大注入率は 100 mg/L とする。（水分 50%の粉末活性炭に換算した値）

②品質-2

項 目	品 質
フェノール価	25 以下
ABS価	50 以下
メチレンブルー脱色力	150 mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	1,400 mg/g 以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4 ～ 11
塩化物イオン	0.5 % 以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900 μ S/cm 以下
乾燥減量	5 % 以下
ふるい残分（ふるい目開き75 μ m）	10 % 以下

③原料

植物系（ヤシ殻、木材、おが屑等）とする。

(2) 評価方法

JWWA K 113:2005-2（水道用粉末活性炭）及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン（平成 16 年 3 月 厚生労働省健康局水道課 最終改正平成 29 年 3 月）」に基づくこと。

3 品質試験

落札候補者は、本局の指定する日までに上記「品質-1」に係る製品の試験成績書を提出すること。なお、品質保証を受けている場合は、認証登録証の写しの提出をもってこれに替えることができる。

また、本局の指定する日までに納入する製品のサンプルおよび上記「品質-2」に係る試験成績書を提出し、確認を受けること。

なお、本局においては、納入時に適時納入製品を抽出し品質の確認を行う。確認の結果、製品の品質に疑義が生じた場合の対応は、本局と受注者で協議するものとする。

4 契約方法及び契約期間

契約方法は 1 kg 当たりの単価契約とする。

契約期間は契約の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

5 納入

(1) 納入に際しては、事前に納入月日、納入数量を本局が連絡する。

(2) 納入場所までローリー車で納入すること。

(3) 納入場所の受入口については、テンポラリーストレナ 100A とする。

(4) 納入時には製品の試験成績書（上記「品質-2」）を提出すること。

(5) 納入品は、上記「3. 品質試験」の試験成績書（上記「品質-1」）、または認証登録証により製品の品質が担保されている工場で製造されたものを納入すること。

- (6) 搬入作業前及び終了後には、必ず本局の立会いのうえ確認を受けること。
- (7) 工場から本局が指定する納入場所までの搬入費用は全て受注者の負担とする。
- (8) 納入品の計量は、(一社)宮城県計量協会、または計量法に基づく計量器により行い、計量証明書等を提出するものとし、その費用は全て受注者の負担とする。

6 納入場所

仙台市水道局上追沢沈砂池

柴田郡川崎町大字支倉字上赤沢山 2-2

7 納入予定数量

納入場所	納入形態	最低納入数量 kg (1 回当たり)	年間予定数量 kg
仙台市水道局 上追沢沈砂池	大型タンクローリー	5,000	319,000

納入予定数量は、水質状況等により増減するため、上記の数量未満の場合、または超過した場合であっても同一単価で納入するものとする。

なお、本局では水源の水質が著しく悪化した際に 1 か月間で 100,000kg 程度の高機能粉末活性炭を使用した実績があることから、同様の状況が発生した場合においても納入に支障を来さない供給体制を整備すること。

8 支払い

支払いは、納入された数量を毎月末に集計し、契約単価により翌月以降精算するものとし、期限に関しては、本局が請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

契約後、連絡体制表を提出すること。また、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始の体制については、別途提出すること。

本仕様書に定めていない事項については、契約書と本局の指示による。

以 上